

入院・入所中の要介護被保険者等の住宅改修について（再周知）

1 事前申請時の注意

理由書に入院・入所中である旨及び退院・退所の予定日を記載してください。（※）

当該退院・退所の予定日が事前申請の日からおおむね1月以内でなければ受付することができません。ただし、ガン末期等の方については早急に住環境を整える必要があるため、退院日が未定でも例外的に事前申請を受け付けます。

入院・入所中の場合、利用者及び家族に「退院・退所しなければ住宅改修費の支給申請ができないこと」及び「万が一退院・退所ができなかったときは、申請ができなくなり住宅改修の費用を全額自己負担しなければならないこと」を必ずお伝えください。

以上の注意点を十分留意の上、住宅改修を検討してください。

（※）住宅改修が必要な理由書の新様式がありますので活用してください。

2 本申請時の注意

必ず退院・退所したことを確認してから本申請に係る書類（領収書・完成写真）を提出してください。その際、退院・退所日を必ずお伝えください。

入院・入所中である場合は、本申請ができませんので、持って来ていただいても受付することができません。お返しすることになります。

（注）住宅改修工事完成以降の入院・入所については、上記に関わらず本申請ができます。

高齢介護課 介護保険係 0898-36-1526
